



日韓原子力学生・若手研究者交流事業運営に関する細則

2025年1月27日 第2回国際活動委員会承認

(目的)

第1条 本細則は、日韓原子力学生・若手研究者交流事業運営小委員会規約(0601-01)第2条に基づき、日韓原子力学会学術協力協定(平成21年9月更新)および日韓原子力学生・若手研究者交流協定(Subsidiary Agreement on KNS-AESJ Joint Summer Seminar/Workshop Program for Students and Young Researchers:平成22年6月改定)(註1)で取り決めている、日韓原子力学生・若手研究者交流サマースクールを企画・開催する際に必要な事項について定めることを目的とする。

(サマースクールの目的)

第2条 サマースクールでの共同学習や共同生活をとおして、原子力を学ぶ日韓の学生・若手研究者が相互の原子力文化や学術、国民性や文化伝統を学び相互理解を深めるとともに、国際社会の一員としての意識を育む一助とする。

(対象)

第3条 原子力を学ぶ学生(学部学生および大学院生)および若手研究者(35歳程度未満)とする。

(サマースクールの開催・期間)

第4条 サマースクールの開催地は日韓相互とし、開催期間は3~5日間程度とする。

(運営小委員会委員構成)

第5条 日韓原子力学生・若手研究者交流事業を円滑に推進するため、規約0601-01に基づき運営小委員会を置く。運営小委員会の組織は規約0601-01第3条および以下のとおりとする。

委員9名(副委員長を含む):次の部会グループ、支部グループ、連絡会グループより各1名

部会グループ	第1グループ	加速器・ビーム科学、核データ、放射線工学、炉物理
	第2グループ	核融合工学、材料、核燃料、水化学
	第3グループ	バックエンド、再処理・リサイクル
	第4グループ	HMS研究、社会・環境、保健物理・環境科学
	第5グループ	熱流動、原子力発電、計算科学技術、原子力安全、新型炉
支部グループ	第6グループ	北海道、東北
	第7グループ	北関東、関東・甲越
	第8グループ	中部、関西
	第9グループ	中国・四国、九州

連絡会グループ 第 10 グループ 学生、若手 (YGN)、シニアネットワーク (SNW)、海外情報、核不拡散・保障措置・核セキュリティ

(企画立案および実施)

第 6 条 日韓原子力学会が部会グループ (前項の第 1~5 グループ、支部グループ (前項の第 6~9 グループ) および連絡会グループ (前項第 10 グループ) の協力の下に主催する。サマースクールの名称は

第〇〇回 日韓原子力学会学生・若手研究者サマースクール

The 〇〇th AESJ-KNS Joint Summer School for Students and Young Researchers

とする。ただし、2005 年度開催を第 1 回とする。

2 部会グループ独自のサマースクール企画と共同して開催する場合にはそれぞれのサマースクール名を併記する。例として

第〇〇回 日韓原子力学会学生・若手研究者サマースクール

第△△回 〇〇部会、〇〇部会サマースクール

3 サマースクール計画の具体的な立案・実施は運営小委員会で決定した「部会グループ」が実行委員会を組織し、開催地の支部グループの協力の下におこなう。ただし、ここで言う「部会グループ」(以下、「部会グループ」という)とは委員選出に関する部会グループ (第 1~5 グループ) を横断してまたがるものであってもよい。

4 サマースクール担当部会グループは原則として毎年異なるグループとする。

5 実行委員会は、運営小委員会に適宜進捗状況を連絡し、サマースクール終了後には、実施報告をおこなうものとする。

6 サマースクール企画には、senior scientists による講演、学生・若手研究者によるセミナー (ポスター発表、口頭発表)、原子力関連施設等への見学旅行、culture experience などを含めることが望ましい。

(予算・財政支援)

第 7 条 国際協力推進費と主催する部会グループに属する部会からの負担金によるものとする。

国際協力推進費は毎年、国際活動委員会に年度予算編成時に事業計画書を提出し承認を得るものとし、年度末には事業報告書を提出する。

2 日韓原子力学生・若手研究者交流協定にしたがい、日本でサマースクールを開催する場合は受入韓国人学生・若手研究者の国内滞在費 (宿泊費、食費、国内移動旅費) を日本原子力学会が負担する。韓国開催の場合には、同様に、日本人学生・若手研究者に対する韓国滞在費を韓国原子力学会が負担する。その受入数はサマースクール開催計画および日韓原子力学会の事業予算枠で可能な範囲とする。

3 国際協力推進費および部会からの負担金に関する制約から、予算使途に関しては十分注意すること。なお、部会からの負担金からのみ、本会学生会員に限り学生参加者の旅費を負担する事が可能である。

(改定)

第8条 本細則の改定は、国際活動委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

(参考資料)

- 1 Agreement for Co-operation between Atomic Energy Society of Japan and Korean Nuclear Society
- 2 Subsidiary Agreement on AESJ-KNS Joint Summer Seminar/Workshop Program for Students and Young Researchers
- 3 日韓原子力学生・若手研究者交流サマースクールについて（平成17年4月23日）
- 4 （第1回）平成12年度韓国派遣学生レポート（日本原子力学会誌、Vol.43, No.3（2001））

(註1) 日韓協定“Subsidiary Agreement on AESJ-KNS Joint Summer Seminar/Workshop Program for Students and Young Researchers”（2005.6.17 締結）は“Subsidiary Agreement on Student Exchange Program Between the AESJ and the KNS”（2000.1.31 締結）を改定したものである。 ←2010年に改定されている？

附則

- 1 平成23年2月4日 第3回国際活動委員会制定、平成23年4月1日施行
旧内規31の添付「覚書」を内規として分離独立
- 2 改定履歴
 - ① 内規を細則に変更 平成28年10月21日 第1回国際活動委員会承認、平成28年11月30日 第5回理事会報告
 - ② 2025年1月27日 第2回国際活動委員会承認、2025年1月29日 第6回理事会報告

附則

- 1 平成28年10月21日改定の細則は、国際活動委員会承認の日から施行する。
- 2 2025年1月27日改定の細則は、国際活動委員会承認の日から施行する。